

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和4年4月28日(木) 午前9時30分から午前10時12分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席12名、欠席7名)】 出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、4番恩田正平委員、 6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷲澤茂雄委員、 12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、 18番松澤隆一委員 欠席：3番大島博委員、5番園田岳彦委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、 14番稲葉淳一委員、16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席1名)】 出席委員：14番田中清委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席13名)</p>
出席職員	木島農業委員会事務局長、星野同次長、中村同係長、伊藤同主査、石曾根同主査、木嶋主任主事(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	12番 委員
	13番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地の休耕及び増反届について

No.1～No.2 2件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

No.1～No.13 13件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

No.3001～No.3002 2件

議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

No.4001 1件

議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

No.5001～No.5004 4件

議 第4号 農用地利用集積計画案について

No.1～No.23 23件

議 第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について

No.1～No.2 2件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、3番大島博委員、5番園田岳彦委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、14番稲葉淳一委員、16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員の7名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 また、本日は推進委員の、14番田中清委員からもご出席いただいています。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶものあり</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p>
議長 石曾根主査	<p><報告第1号 農地の休耕及び増反届について> 報告第1号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 説明いたします。1頁をご覧ください。 1番下早川地区の件ですが、谷根地内の3筆1,953㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p>

議長	<p>2番磯部地区の件ですが、仙納、空熊新田地内の9筆3,488㎡について、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p> <p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p>
石曾根主査	<p>説明いたします。2頁をご覧ください。</p> <p>1番下早川地区の件ですが、田屋地内の16筆2,936.61㎡について、圃場整備のため解約するものです。</p> <p>2番下早川地区の件ですが、田屋、堀切地内の23筆5,459.87㎡について、圃場整備のため解約するものです。</p> <p>3番下早川地区の件ですが、田屋地内の16筆2,542.02㎡について、圃場整備のため解約するものです。</p> <p>4番下早川地区の件ですが、堀切地内の3筆4,911㎡について、圃場整備のため解約するものです。</p> <p>5番下早川地区の件ですが、堀切地内の4筆5,785㎡について、圃場整備のため解約するものです。</p> <p>6番下早川地区の件ですが、田屋地内の37筆1,491.12㎡について、圃場整備のため解約するものです。</p> <p>7番下早川地区の件ですが、田屋地内の2筆1,008㎡について、圃場整備のため解約するものです。</p> <p>8番下早川地区の件ですが、堀切地内の3筆5,311㎡について、圃場整備のため解約するものです。</p> <p>9番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の5筆2,954㎡について、圃場整備のため解約するものです。</p> <p>10番上早川地区の件ですが、宮平地内の1筆283㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。</p> <p>11番磯部地区の件ですが、空熊新田地内の1筆2,353㎡について、</p>

	<p>労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。 12 番能生谷地区の件ですが、藤後地内の1筆 396 m²について、他の方に譲渡するため解約するものです。</p>
議長	<p>13 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の1筆 1,318 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p> <p>日程第3＝付議事項</p>
議長	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
木嶋主任主事	<p>説明いたします。9頁をご覧ください。 3001 番糸魚川地区の件ですが、南押上1丁目地内の3筆 262 m²について、売買による所有権移転です。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道新幹線寺町押上側道線沿いの場所です。譲受人は、所有地と隣接する申請地を譲り受け、畑として耕作したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、糸魚川地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p>

	<p>3002 番能生谷地区の件ですが、藤後地内の1筆 396 m²について、売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道北部3号線近くの場所です。譲受人は、所有地と隣接する申請地を譲り受け、経営の効率化を図りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について></p> <p>議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。10頁をご覧ください。</p> <p>4001 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆 324 m²について、住宅敷地のため転用したいものです。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、県道西飛山能生線近くの場所です。申請人は、現在居住する住宅が手狭となり、独立するため住宅を新築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a)（住宅などが連たんしている区域。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>[地区委員より「異議なし」の声あり]</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について></p> <p>議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。11頁をご覧ください。</p> <p>5001番大和川地区の件ですが、田伏地内の2筆103.26㎡について、住宅敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は、市道平右エ門線沿いの場所です。譲受人は、現在居住する住宅敷地が不整形地のため利便性良く整地し、老朽化した住宅を建替えたいものです。農地の区分は、エ-ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5002番根知地区の件ですが、別所地内の15筆6,357㎡について、資材置場のための、10年間の賃借権設定です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は、県道川尻小谷糸魚川線近くの場所です。譲受人は、申請地を譲り受け、資材・車両・重機置場として利用したいものです。農地の区分は、カ-ア) (農業公共投資の対象となっていない収益性の低い農地である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5003番能生地区の件ですが、能生地内の1筆4.51㎡について、住宅敷地のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は、市道能生線近くの場所です。譲受人は、住宅を新築するにあたり、申請地を乗入部分としたいものです。農地の区分は、エ-ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5004番青海地区の件ですが、青海地内の1筆419㎡について、住宅敷地の拡張のための、売買による所有権移転です。地図のNo.7をご覧ください。</p>

	<p>ださい。申請地は、市道青海南裏線沿いの場所です。譲受人は、居住する住宅に隣接する申請地を譲り受け、庭園敷地としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a) (住宅などが連たんしている区域。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p><議第4号 農用地利用集積計画案について></p>
議長	<p>議第4号 農用地利用集積計画案について説明を求めます。</p>
木嶋主任主事	<p>説明いたします。13頁をご覧ください。</p>
	<p>1番下早川地区の件ですが、田屋地内の1筆1,057㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p>
	<p>2番下早川地区の件ですが、田屋地内の1筆898㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p>
	<p>3番下早川地区の件ですが、道明、西谷内地内の3筆7,322㎡について、更新するものです。</p>
	<p>4番下早川地区の件ですが、滝川原地内の7筆8,059㎡について、更新するものです。</p>
	<p>5番下早川地区の件ですが、滝川原地内の1筆250㎡について、更新するものです。</p>
	<p>6番下早川地区の件ですが、谷根地内の4筆4,046㎡について、更新するものです。</p>
	<p>7番下早川地区の件ですが、西塚地内の1筆515㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p>
	<p>8番下早川地区の件ですが、西塚地内の2筆1,561㎡について、借り受けて規模拡大するものです。</p>
	<p>9番下早川、上早川地区の件ですが、西塚、越地内の8筆9,724㎡</p>

について、借り受けて規模拡大するものです。

10 番上早川地区の件ですが、越地内の1筆1,114㎡について、更新するものです。

11 番上早川地区の件ですが、大平、中川原新田地内の4筆6,104㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

12 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆1,289㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

13 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆21㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

14 番根知地区の件ですが、別所地内の1筆227㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

15 番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆745㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

16 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆3,349㎡について、更新するものです。

17 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の3筆3,779㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

18 番能生谷地区の件ですが、槇地内の5筆8,267㎡について、更新するものです。

19 番能生谷地区の件ですが、槇地内の2筆2,617㎡について、借り受けて規模拡大、更新するものです。

20 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の3筆2,289㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

21 番木浦地区の件ですが、木浦地内の3筆1,011㎡について、更新するものです。

22 番下早川地区の件ですが、五十原地内の2筆2,612㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

23 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆2,508㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

以上で、説明を終わります。

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

3番4番が父親名義、5番が息子名義で、経営面積が同じとなっておりますが、共同経営ということでよろしいでしょうか。

議長
議長

石曾根主査 議長	その通りでございます。 その他ご質問・ご意見ございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<p><議第5号 農用地利用配分計画案にかかる意見について> 議第5号 農用地利用配分計画案にかかる意見について説明を求めます。</p>
木嶋主任主事	説明いたします19頁をご覧ください。 1番下早川地区の件ですが、五十原地内の2筆2,612㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。
議長	2番大野地区の件ですが、大野地内の4筆2,508㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 以上で、説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。
	<p>日程第4＝その他 ア 次回農業委員会の日程について ・ 5/31(火) 午前9:30～ 市民会館3階会議室</p>

議長	<p>イ その他</p> <p>他に意見がないようですので、以上で閉会といたします。 慎重に審議をいただき大変ありがとうございました。</p>
----	---